

個人情報ファイル簿

日本銀行

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸田分館入退室等管理カード情報	
独立行政法人等の名称	日本銀行	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	発券局 戸田発券課管理グループ	
個人情報ファイルの利用目的	戸田分館用入退室等管理カード被交付者の入退室管理および現金受払取引管理のために利用	
記録項目	1. 氏名（カナ氏名、漢字氏名）、2. 顔写真、3. 会社名、 4. 性別※、5. 生年月日※ ※ 4および5については、2004年度以前の交付分のみ記録	
記録範囲	戸田分館用入退室等管理カード（常時交付カード）交付申請者	
記録情報の収集方法	カードの交付を希望する者の属する法人等の責任者等から提出された戸田分館用入退室等管理カード（常時交付カード）交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 日本銀行情報サービス局	
	(所在地) 東京都中央区日本橋本石町2-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号 (電算処理個人情報ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理個人情報ファイル)
	令第7条第3項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルであるときは、その旨	非該当	

独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	——
個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	——
独立行政法人等非識別加工情報の概要	——
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	——
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	——
備 考	——

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	府中分館入退室管理カード情報	
独立行政法人等の名称	日本銀行	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	システム情報局 システム企画課庶務グループ	
個人情報ファイルの利用目的	府中分館および大阪バックアップセンター入退室管理カード被交付者の入退室管理のために利用	
記録項目	1. 氏名（カナ氏名、漢字氏名）、2. 性別、3. 顔写真、 4. 会社名、5. 暗証番号、6. 識別年月日	
記録範囲	顔写真付カード交付・変更申請者	
記録情報の収集方法	カードの交付を希望する者の属する法人等の責任者等から提出された顔写真付カード交付・変更申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 日本銀行情報サービス局	
	(所在地) 東京都中央区日本橋本石町2-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号 (電算処理個人情報ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理個人情報ファイル)
	令第7条第3項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルであるときは、その旨	非該当	
独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	——
独立行政法人等非識別加工情報の概要	——
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	——
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	——
備 考	——

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	出資者関連情報（その1）	
独立行政法人等の名称	日本銀行	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書局 総務課出資証券グループ	
個人情報ファイルの利用目的	出資者原簿に記載する出資者（含む代理人等）の把握、配当金の支払、支払調書作成および出資者あて諸通知の送付のために利用	
記録項目	1. 出資者の氏名または名称、2. 住所、3. 出資者の出資の口数、4. 出資証券の記番号、5. 出資証券の取得の年月日、6. 配当金受領方法、7. 配当金振込先口座、8. 配当金支払額、9. 税額、10. 出資者の個人番号、11. 本人確認書類の名称	
記録範囲	日本銀行資本金の出資者	
記録情報の収集方法	本人から提出された出資証券の名義書換請求書（所得税法上必要とされる書類を含む）および配当金受領方法指定書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	配当金支払依頼先金融機関、税務署 ただし、「出資者の個人番号」については税務署のみに提供	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 日本銀行情報サービス局	
	(所在地) 東京都中央区日本橋本石町2-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号 (電算処理個人情報ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理個人情報ファイル)
	令第7条第3項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルであるときは、その旨	該当	

独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 日本銀行総務人事局総務課 (所在地) 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	無
独立行政法人等非識別加工情報の概要	――
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	――
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	――
備 考	――

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	出資者関連情報（その2）	
独立行政法人等の名称	日本銀行	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書局 総務課出資証券グループ	
個人情報ファイルの利用目的	出資者（含む代理人）から各種請求・届出等の書類が提出された場合の本人確認および出資者への照会・連絡のために利用	
記録項目	1. 出資者の氏名または名称、2. 住所、3. 印影、4. 電話番号、5. 生年月日	
記録範囲	日本銀行資本金の出資者	
記録情報の収集方法	本人から提出された印鑑票	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 日本銀行情報サービス局	
	(所在地) 東京都中央区日本橋本石町2-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号 (電算処理個人情報ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理個人情報ファイル)
	令第7条第3項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルであるときは、その旨	非該当	

独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	——
個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	——
独立行政法人等非識別加工情報の概要	——
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	——
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	——
備 考	——

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	営業所入退室管理カード情報	
独立行政法人等の名称	日本銀行	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	文書局 管理課警備・受付グループ	
個人情報ファイルの利用目的	営業所入退室管理カード被交付者の管理のために利用	
記録項目	1. 氏名、2. 会社名、3. 顔写真	
記録範囲	顔写真付入館カード交付申請者	
記録情報の収集方法	本人から提出された顔写真付入館カード交付申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 日本銀行情報サービス局	
	(所在地) 東京都中央区日本橋本石町2-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号 (電算処理個人情報ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号 (マニュアル処理個人情報ファイル)
	令第7条第3項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルであるときは、その旨	非該当	
独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

個人情報ファイルが法第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	——
独立行政法人等非識別加工情報の概要	——
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	——
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	——
備 考	——